

2019年1月24日
独立行政法人 国際協力機構

「2018-2021 年度 JICA ボランティア募集関連業務」に関する
実施要項の変更及び契約変更について

1. 契約変更内容：

- (1) JICA ボランティア事業の制度・呼称変更に伴う実施要項の修正
- (2) 事業の実施にあたり確保されるべきサービスの質の調査対象の修正
- (3) 契約の形態及び支払いについて、報奨金支払いの根拠となる調査対象の修正

2. 契約変更の背景・理由

- (1) JICA ボランティア事業の制度・呼称変更について
 - ① 2018 年度秋募集より、JICA ボランティア事業は制度・呼称変更を行い、従来の年齢による区分から専門性による区分（一般案件／シニア案件）に変更し、また、それに伴い呼称も「青年海外協力隊／シニア海外ボランティア」から「青年海外協力隊／シニア海外協力隊」に改め、総称を JICA 海外協力隊とする等の変更を行った。
 - ② 2018 年度秋募集では業務システムの制約により、制度・呼称の変更を段階的に導入し、2019 年春募集から一様に制度改編を反映することから、本実施要項（契約仕様書）における呼称の表記も併せて変更することとなる。
 - ③ 上記に伴い、現行契約の呼称を修正するとともに、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアで分かれている印刷物等を JICA 海外協力隊として統一化し、単価を旧青年海外協力隊と旧シニア海外ボランティアの平均額に設定する（契約金額の変更は行わない）。
- (2) 事業の実施にあたり確保されるべきサービスの質について
 - ・ 上記（1）の変更に伴い、実施要項 2.（8）に定める事業の実施にあたり確保されるべきサービスの質のアンケート実施対象について、JV（旧:青年海外協力隊）を青年海外協力隊（うち20歳以上45歳以下）、SV（旧:シニア海外ボランティア）をシニア海外協力隊に変更する。
- (3) 契約の形態及び支払いについて
 - ・ 同様に、実施要項 2.（11）③に定める報奨金の支払いについて、調査対象を応募者（青年のみ）から応募者（青年海外協力隊（うち20歳以上45歳以下））に変更する。

以上

実施要項 修正箇所について

1. 総称・呼称の変更

旧	新
総称：JICA <u>ボランティア</u>	総称：JICA <u>海外協力隊</u>
呼称：青年海外協力隊（JV）、シニア海外 <u>ボランティア</u> （SV）、日系社会青年海外協力隊、日系社会シニア海外 <u>ボランティア</u>	呼称：青年海外協力隊（JV）、シニア海外 <u>協力隊</u> （SV）、日系社会青年海外協力隊、日系社会シニア海外 <u>協力隊</u>

2. 実施要項各条項の修正

（1）実施要項 2. 募集関連業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき募集関連業務の質に関する事項（2）募集関連業務の概要

旧	新
短期 <u>ボランティア</u> を年 4 回募集している。	短期 <u>隊員</u> を年 4 回 <u>（2019 年度からは年 3 回）</u> 募集している。

（2）実施要項 2. 募集関連業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき募集関連業務の質に関する事項（8）入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

旧	新
③企画運営の質の確保 企画の立案や実施、運営に際しては、様々な分野や職業の国民を対象に、JICA <u>ボランティア</u> に適切な人材を発掘・確保する必要があるが、このためには、人を魅了し引きつける魅力的なプレゼンテーションが求められることから、この点を十分に考慮すること。企画運営上、会場やウェブ上での混乱やトラブルが発生せず、滞りなく運営されること。企画参加者に対しアンケートを実施し、「企画に満足した」の割合が 80%以上であること。	③企画運営の質の確保 企画の立案や実施、運営に際しては、様々な分野や職業の国民を対象に、JICA <u>海外協力隊</u> に適切な人材を発掘・確保する必要があるが、このためには、人を魅了し引きつける魅力的なプレゼンテーションが求められることから、この点を十分に考慮すること。企画運営上、会場やウェブ上での混乱やトラブルが発生せず、滞りなく運営されること。企画参加者に対しアンケートを実施し、「企画に満足した」の割合が 80%以上であること。
④JICA <u>ボランティア</u> 関心者のニーズ	④JICA <u>海外協力隊</u> 関心者のニーズに

<p>に即した企画の立案・実施</p> <p>各種企画について、機構関係者と積極的なコミュニケーションを行い、<u>JICA ボランティア</u> 関心者の具体的なニーズに即した企画を立案し、実施すること。企画参加後のアンケート結果により、<u>JICA ボランティア</u> に「応募したくなった」「やや応募したくなった」の割合が、<u>JV</u>は 80%、<u>SV</u>は 65%以上であること。</p>	<p>即した企画の立案・実施</p> <p>各種企画について、機構関係者と積極的なコミュニケーションを行い、<u>JICA 海外協力隊</u> 関心者の具体的なニーズに即した企画を立案し、実施すること。企画参加後のアンケート結果により、<u>JICA 海外協力隊</u> に「応募したくなった」「やや応募したくなった」の割合が、<u>青年海外協力隊</u>（うち 20 歳以上 45 歳以下）は 80%、<u>シニア海外協力隊</u> は 65%以上であること。</p>
--	---

(3) 実施要項 2. 募集関連業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき募集関連業務の質に関する事項 (1 1) 契約の形態及び支払い

旧	新
<p>③報奨金の支払い</p> <p>上記 2) の支払いに加え、以下の条件に基づき報奨金として最大で契約金額（当該年度）の消費税等を除いた金額の 2.0%に相当する金額を支払うものとする。なお、報奨金支払いは当該年度の第 4 四半期の支払いと同時に行うものとする。</p> <p>2. (3) ③の応募者数目標を達成しつつ、かつ、二次選考に進んだ応募者（<u>青年のみ</u>）が、応募するのに最も影響を与えられた要因が、事業者が企画・運営する相談会等（ウェブを活用したものも含む）であった割合が 60%以上を達成した場合、報奨金として契約金額（当該年度）の消費税を除いた金額の 1.0%に相当する額を、80%以上を達成した場合は 2.0%に相当する額を支払う。</p>	<p>③報奨金の支払い</p> <p>上記 2) の支払いに加え、以下の条件に基づき報奨金として最大で契約金額（当該年度）の消費税等を除いた金額の 2.0%に相当する金額を支払うものとする。なお、報奨金支払いは当該年度の第 4 四半期の支払いと同時に行うものとする。</p> <p>2. (3) ③の応募者数目標を達成しつつ、かつ、二次選考に進んだ応募者（<u>青年海外協力隊</u>（うち 20 歳以上 45 歳以下））が、応募するのに最も影響を与えられた要因が、事業者が企画・運営する相談会等（ウェブを活用したものも含む）であった割合が 60%以上を達成した場合、報奨金として契約金額（当該年度）の消費税を除いた金額の 1.0%に相当する額を、80%以上を達成した場合は 2.0%に相当する額を支払う。</p>

以上